

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（2022年度）

住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
 事業者名 西日本鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長執行役員 林田 浩一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となるバスターミナル | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|--------------------------------|---|-------------------------|
| 視覚障がい者誘導用ブロック (西鉄久留米バスセンター) | ・既設の視覚障がい者誘導用ブロックをのりばバースへ延伸予定。(※駅耐震補強工事終了後) | ・耐震工事が2024年度実施予定のため未実施。 |

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------|---|-----------|
| 乗務員の技術向上 | ・ベビーカーや車いす利用者の乗降支援にかかわる車両スロープや座席の取り扱いを周知する。 | ・計画通り実施した |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------------------------|--|-----------|
| スロープ付きバス・ノンステップバスの乗降方法の掲載 | ・ベビーカーご利用のお客さまや車いすのお客さま、体の不自由なお客さまが安全・快適にバスをご利用いただけるよう、スロープ付きバスやノンステップバスへの乗降方法をウェブサイトにて引き続き周知する。 | ・計画通り実施した |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----------------|---|-----------|
| バス利用における情報提供の拡充 | ・訪日外国人観光客等も円滑に利用できるように、案内表示について英語を中心とした多言語表記やピクトグラムの掲示を進めていく。 | ・計画通り実施した |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|--------------|--|--|
| ターミナル職員の技術向上 | ・過去のお客さま対応について、国土交通省が作成した交通事業者向け接遇ガイドラインを基に討論・教育を行い技術向上に努める。 | ・過去にお客さまから苦情をいただいた内容について、ガイドラインを基に今後の対応を討論・教育した。 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|--------------|--|-----------|
| バス利用における啓発活動 | ・高齢者や障がい者が円滑に利用できるように、優先席の利用や座席の譲り合いについてマナーやモラル啓発を促していく。 | ・計画通り実施した |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

| |
|---|
| <p>・ウェブサイトや電話で寄せられるバリアフリーに関する利用者の意見を取組の改善に活用するべく、社内で適宜共有している。</p> |
|---|

(3) 報告書の公表方法

| |
|---------------------|
| <p>自社ホームページへの掲載</p> |
|---------------------|

(4) その他

| |
|----------|
| <p>-</p> |
|----------|

II バスターミナルの移動等円滑化の達成状況 (バスターミナルごとに記入)

(2023年3月31日現在)

| バスターミナルの名称 | 所在都道府県市町村 | 一日当たりの利用者数 | 公共交通移動等円滑化基準適合の有無 | 段差への対応 | バースの数 | 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無 | 案内設備の設置の有無 | 障害者対応型便所の設置の有無 | 障害者対応型券売機の設置の有無 | 乗降場への対応 | リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数 | |
|----------------|-----------|------------|-------------------|--------|-------|--------------------|------------|----------------|-----------------|---------|--------------------------|----|
| 西鉄天神高速バスターミナル | 福岡市 | 16,580人 | ○ | ○ | 9 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 9 | |
| 飯塚バスターミナル | 飯塚市 | 2,490人 | ○ | ○ | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 4 | |
| 西鉄久留米バスセンター | 久留米市 | 18,240人 | × | ○ | 8 | × | ○ | ○ | × | ○ | 8 | |
| 小倉駅バスセンター | 北九州市 | 8,290人 | × | ○ | 8 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | 8 | |
| 砂津バスセンター | 北九州市 | 13,260人 | × | ○ | 2 | ○ | ○ | × | × | ○ | 2 | |
| 黒崎バスセンター | 北九州市 | 6,630人 | × | ○ | 8 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | 8 | |
| (合計) 計 バスターミナル | | | | 2 | 6 | 39 | 5 | 6 | 5 | 2 | 6 | 39 |

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|--|---|
| <p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。</p> | |
| <p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p> | ○ |

(第7号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。

10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。